

野田市一般職の職員の管理職手当の
支給に関する規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和7年4月11日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第34号

野田市一般職の職員の管理職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

野田市一般職の職員の管理職手当の支給に関する規則（昭和39年野田市規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項5級の目中「青少年センター所長 公民館長」を「青少年センター所長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。